

ことは當初と變る所無かつた。尤も文書を携へた鋪兵が各鋪の間を疾走して、これを傳遞する組織であるから動もすればその鋪兵に諸種の物品を送達せしめることがあつたであらうことは想像するに雖くない。事實としてかゝることは早くから行はれ、その爲にこの機關に支障を來すことが少くなかつたと見えて、度々法令を發してこれを取締つたことが知られる。例へば中堂事記の中統二年四月二十日の記事の中にも、

又不得下私下夾<sub>ニ</sub>帶一毫物件<sub>ヲ</sub>轉送<sub>上</sub>

と見え、元典章三十七、遞鋪門入遞目中の「申臺文字重封入遞」の條には、

至元二十八年奉<sub>ニ</sub>都省照會<sub>ヲ</sub>一欵……除<sub>ク</sub>兩都遞<sub>ヲ</sub>送御饍菜菓<sub>ヲ</sub>鋪兵<sub>ヲ</sub>外。其餘應<sub>ベキ</sub>設<sub>ク</sub>急遞鋪兵<sub>ヲ</sub>去處。止遞<sub>ダシ</sub>公文<sub>ヲ</sub>並<sub>ビ</sub>不得<sub>レ</sub>得<sub>下</sub>將<sub>テ</sub>文冊十斤以上及<sub>ビ</sub>一切諸物<sub>ヲ</sub>入遞<sub>上</sub>如違悉送<sub>ニ</sub>所在官司<sub>ヲ</sub>究問<sub>ス</sub>云々。

といひ、十觔以上の文冊及び一切諸物を遞送し得ざる旨は、重ねて同目の「帳冊十斤以上不入遞」の條にも規定されて居る。またその遞鋪門禁例目中の「拖鋪兵挑擔」の條の大意には、大德五年湖廣行省が中書省の咨を准けたるに、急遞鋪を設立したのは本來文字を遞送する爲であるのに、往來の權豪及び官吏が往々鋪兵をして行李を挑擔せしめ、走遞の文字を遲滯せしめる故、今後嚴重に禁約する旨が記されてあることを述べてある。たゞ至元八年には各處で造られた軍器を轉送する方に急遞鋪を利用することを許されたことが、元典章の遞鋪門の入遞目「申臺文字重封入遞」の條に記され、新元史は之に據つたものか、至元八年令下各處成造軍器。由<sub>ニ</sub>急遞鋪<sub>ヲ</sub>轉送<sub>上</sub>(急遞鋪之條)と記して居るがこの次第は元典章同門不入遞目の「鋪兵不轉諸物」の條に詳細に記されて居る。即ち

至元八年三月尙書兵部近<sub>ク</sub>准<sub>ニ</sub>各部<sub>ヲ</sub>關<sub>ニ</sub>。爲<sub>下</sub>各路不時於<sub>ニ</sub>急遞鋪<sub>ヲ</sub>。轉<sub>ク</sub>遞絲貨・錢(鈔?)數・弓箭・軍器・茶・墨等